

固定資産税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

天理市長 宛

申告者 住所 _____
 フリガナ _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

被相続人名義の固定資産税及び都市計画税の賦課徴収及び還付に関する書類等を受領する代表者について、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。

また、被相続人が所有していた固定資産の現所有者を、地方税法第384条の3及び天理市税賦課徴収条例第74条の3の規定に基づき以下のとおり申告します。

被相続人 <small>(課税台帳上の所有者)</small>	氏名		死亡年月日	令和 年 月 日
	死亡時の住所 <small>(住民票上の住所)</small>			

相続人代表者及び	フリガナ		生年月日
	氏名	(印)	
	住所		被相続人との続柄
	電話番号		
	個人番号又は法人番号		

代表者及び相続人	フリガナ		生年月日
	氏名		
	住所		被相続人との続柄
	フリガナ		生年月日
	氏名		
	住所		被相続人との続柄
	フリガナ		生年月日
	氏名		
	住所		被相続人との続柄

※記入しきれない場合は、任意の様式に記入して下さい

※この届出は相続権利者全員の同意の上、相続発生日（被相続人の死亡日）から 3カ月以内 に提出して下さい

裏面の留意事項を必ずお読み下さい

留意事項

- ※ この届出は、相続財産上の登記手続きとは一切関係ありません。相続登記等の手続きは別に行う必要があります。
- ※ 代表者指定にあたっては、相続権利者全員の同意の上でご提出下さい。
- ※ 死亡時の住所はお亡くなりになられた時点での住民票上の住所を記入して下さい。
- ※ 代表者以外の相続人の方の署名が困難な場合は、本人の了承を得て頂ければ代筆でも構いません。
- ※ 届出後、代表者に変更がある場合は必ず申告して下さい。
- ※ 一人の被相続人に対し複数の届け出があれば、いずれも受付しない場合があります。
- ※ 代表者以外の相続人の方が窓口で証明書申請等をされる場合は、確認書類(戸籍謄本・遺産分割協議書等)が必要となる場合があります。
- ※ 相続登記完了後に賦課期日(1月1日)を迎えた場合、その翌年度より本届出に
関係なく登記名義人の方に納税通知書等をお送りします。
- ※ 届出に不備があれば、補正をお願いする場合があります。

地方税法第9条の2第1項

(相続人からの徴収の手続き)

第9条の2 納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第13条を除く)においては、第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があった場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。

天理市税賦課徴収条例第74条の3

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項